

普及職員研修の検討方向（案）

検討事項	現行の仕組みの概要		新たな仕組み（案）
	専門技術員	改良普及員	
資質向上の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の農業分野における技術革新並びに農業者等のニーズの多様化及び高度化に対応するため、技術指導能力及び経営指導能力を中心に総合的な課題解決能力の向上が図られるよう、専門技術員及び改良普及員の研修の充実強化に努める。 ・普及活動において、技術革新や多様化・高度化する農業者ニーズに対応し、また個々の経営全般に対する支援、環境と調和した持続性の高い農業生産方式への転換といった分野へも対応するため、普及職員の資質向上を積極的に推進。また、普及職員の資質向上に当たっては、普及活動に求められる知識・技術の習得に加え、知識を農業者に伝える普及活動手法の習得、また個々の普及職員の能力が十分に発揮されるような体制整備も含め、総合的に取り組むことが重要。 		<ul style="list-style-type: none"> ・普及事業改革の方向に沿って、新たな普及職員に求められる機能を十分に発揮できるような能力資質を有する普及職員を計画的、継続的に養成することが必要。 ・特に、先進的農業者に対応するための技術水準の高度化、農業現場の課題解決能力、農業者等に対する実践的な指導能力の強化が必要。
研修の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・技術指導能力及び経営指導能力を中心に総合的な課題解決能力の向上が図られるよう研修の充実強化に努める。 ・個々の普及職員の資質向上を図るため、研修の充実強化が重要。 ・普及職員が農業、農村の動向、技術の進歩等に的確に対応した活動を行い得るよう、国の実施する研修の活用も含め、計画的・体系的に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特に改良普及員としての経験年数の少ない者に対しては基礎的な指導能力向上が図られるよう配慮。 ・試験研究機関や先進農家等における技術研修（新任改良普及員の実践的能力の早期向上）、通信教育の活用や専門学校等への派遣による研修（経営支援実践能力向上のため）を特に充実強化することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は普及職員の計画的養成、個々の普及職員の資質向上のために重要かつ有効な手段であり、充実強化が必要。 ・このため、国、県の各段階において普及職員の研修のための環境整備が必要。 ・技術水準の高度化に向け、研修における試験研究機関、大学等との連携を一層強化することが必要。 ・養成段階から、普及職員として求められる職務能力が活動経験や発展段階に応じて付与され、向上するよう、国の実施する研修の活用も含め、計画的・体系的に行う。 ・初任用（＝能力資質は資格試験における審査水準程度）後、おおむね7年程度で技術指導能力と課題解決能力を十分に備えた中堅的普及職員を養成。 ・OJTや現地課題対応型の研修等現場段階の研修は、実践的な職務能力の向上を図る上で中心的位置づけとなるため、新たな普及事業の組織体制に即して効果的に実施することが必要。 ・技術指導能力や課題解決能力が十分な水準に達した者にあつては、農業技術の進歩や農業・農村・農政の変化に的確に対応し、その維持・向上を図るための研修を定期的に受講。
研修の実施主体	国、都道府県	国、都道府県	国、都道府県

検討事項	現行の仕組みの概要		新たな仕組み（案）															
	専門技術員	改良普及員																
研修計画の作成、研修結果の報告	<ul style="list-style-type: none"> 普及職員の資質向上に関する基本的事項、考え方は国が定めている（運営指針及びガイドラインにより提示） 国の示す「専門技術員研修の基本的な考え方」を参考に、県主務課長が、毎年度作成。 専門技術員の意向及び専門技術員として今後重点とすべき指導の内容等を踏まえて作成。 研修計画の内容は、研修課題、受講者、研修の方法、研修の期間等。 計画作成に当たっては、「基本的な考え方」を参考とするとともに、専門技術員の研修ニーズの把握と反映に努める。 県主務課長は専門技術員から研修結果の報告を受け、結果を次年度の研修計画に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の示す「改良普及員研修基本指針」を参考に、県主務課長が、専門技術員に研修基本計画（おおむね5年間）及び年度毎の研修実施計画を作成させるよう努める。 計画作成に当たっては「基本指針」を参考とするとともに、改良普及員の研修ニーズの把握と反映に努める。 専門技術員は実践事例の蓄積や分析等を通じてより効果的な普及活動手法を確立し、研修に活かす。 県主務課長は研修結果について所長を通じ専門技術員から報告を受け、結果を次年度の研修計画に反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 普及職員研修の基本方向については国が定めて示す。 国の示す基本方向を参考に、県主務課長が研修計画（概ね5年間における基本計画及び年度毎の実施計画）を作成。 計画作成に当たっては、普及職員の研修ニーズの把握と反映に努める。 県主務課長は、研修結果及び研修効果の把握に努め、研修結果を次年度の研修計画に反映。 県主務課長は、必要に応じ、普及職員の中から、研修計画の作成、効果的な普及活動手法の確立と研修への活用、研修効果の測定等に関する担当者を位置づけ、研修を実施させることができることとする。 															
発展段階に応じた研修目標		<ul style="list-style-type: none"> 改良普及員の経験年数等に応じ次のように設定。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>発展段階</th> <th>経験年数</th> <th>研修目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期 (新任期)</td> <td>～3年</td> <td>基礎指導力の確立</td> </tr> <tr> <td>期</td> <td>4～10年</td> <td>専門指導力の確立</td> </tr> <tr> <td>期</td> <td>10年～</td> <td>総合指導力の確立</td> </tr> <tr> <td>期</td> <td>15～20年～</td> <td>企画・管理力の確立</td> </tr> </tbody> </table> <p>期：実践的指導を行うのに必要な普及指導方法、技術・経営等に関する基礎的な指導力の確立 期：個別農家、生産組織、学習・研究・実践集団等の抱える技術、経営課題を適切に指導するために必要な専門技術、経営管理能力及び普及指導方法等の向上を図ることによる専門的な指導力の確立</p>	発展段階	経験年数	研修目標	期 (新任期)	～3年	基礎指導力の確立	期	4～10年	専門指導力の確立	期	10年～	総合指導力の確立	期	15～20年～	企画・管理力の確立	<ul style="list-style-type: none"> 普及職員の発展段階ごとの研修目標を次のように設定。 <p style="text-align: center;">＜資料2-2により検討＞</p>
発展段階	経験年数	研修目標																
期 (新任期)	～3年	基礎指導力の確立																
期	4～10年	専門指導力の確立																
期	10年～	総合指導力の確立																
期	15～20年～	企画・管理力の確立																

検討事項	現行の仕組みの概要		新たな仕組み（案）
	専門技術員	改良普及員	
		<p>期：専門技術をより高度化すると同時に、技術を基に地域の組織化、地域の活性化等の地域の総合的な課題について適切かつ効果的に指導するために必要な総合的な指導力の確立</p> <p>期：改良普及員の組織的な活動強化、改良普及員の研修の効果的実施、普及センターと他機関との連携強化等、普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上必要な能力の確立</p>	
国及び県の役割分担	<p>・国及び県の役割分担を明確にし、それぞれの段階において研修を実施。</p> <p>(1) 国段階 [新任者研修、専門技術研修、農政課題研修]</p> <p>(2) 県段階 ・国段階の研修を活用 ・海外派遣研修、国内留学研修、専門技術自己開発研修等を積極的かつ計画的に実施</p>	<p>・普及センター、県及び国の役割分担を明確にし、それぞれの段階における研修を体系的に実施。</p> <p>(1) 普及センター段階 新任期研修、現地課題解決研修及び自己能力開発研修を現地普及指導活動等の日常業務を効率的に組み合わせ、専門技術員との連携を図りつつ、現地の課題に即したより実践的な研修を実施。 [新任期研修、現地課題解決研修、自己能力開発研修]</p> <p>(2) 県段階 県の実状に即して、新任期研修、技術・経営強化研修、総合課題解決研修、企画・管理研修、留学派遣研修等を改良普及員の経験年数等に応じて体系的に実施。 [新任期研修、技術経営研修、総合課題解決研修、企画・管理研修、留学派遣研修]</p> <p>(3) 国段階 国段階（全国及び地域ブロック）で統一的に実施することが必要な新任期の改良普及員及び普及センター所長の研修並びに農政課題等の研修を実施。 [新任期研修、農政課題研修、技術・経営研修、普及センター所長研修]</p>	<p>・国及び県の役割分担を明確にし、効果的・効率的に研修を行えるよう体系化する。</p> <p>(1) 国段階 ・全国的な普及職員の資質の確保（高位平準化）を図るため、農政及び普及事業の方向、全国的に普及すべき技術や解決すべき課題に関する研修を実施。 ・研修対象者は、各都道府県の普及活動の中核となる職員が中心。</p> <p>(2) 県段階 ・国段階で実施した研修の内容や情報の県内の普及職員への普及、最新技術の地域への適合、地域段階での農政課題解決のための研修 ・OJTや現地課題への対応を通じた研修等、日常業務を組み合わせた現場段階の実践研修 ・農政及び普及事業の方向を踏まえた上で、県の実情に即して実施。</p>

検討事項	現行の仕組みの概要		新たな仕組み(案)
	専門技術員	改良普及員	
研修の内容・方法	<p>(1) 国段階 新任者研修 普及事業の推進方向、普及指導活動の基本的考え方、専門技術員の役割と活動、改良普及員研修の在り方等に関する集合研修 専門技術研修 高度、先進的な技術等に関する集合研修 農政課題研修 国段階での当面する農政の重要課題に関する集合研修</p> <p>(2) 県段階 ・海外派遣研修、国内留学研修、専門技術自己開発研修等</p> <p>(3) 調査研究・研究会活動等の充実強化 調査研究活動 最新技術の現地適応・実証等の調査研究活動を、専門技術員の指導力を向上させる観点から充実強化 研究会活動等 調査研究活動の成果検討、当面する普及指導活動の共通課題の検討、専門項目に関する情報交換等についての研究会活動等を全国及び地域ブロックにおいて充実強化</p>	<p>(1) 普及センター段階 新任者研修 ・普及指導活動に対する基礎指導力を確立するため、先進農家研修及び現地課題実証研修を中心に実施 ・研修計画を改良普及員ごとに作成、実施 ・指導助言を行う改良普及員(例えばトレーナー等)を明確にし、日常活動の中で実践的指導力向上を図る 現地課題解決研修 ・経験年数おおむね10年までの改良普及員が対象 ・適切な指導助言が行える改良普及員の指導を受けながら、現地の技術課題等を解決するための適切な普及指導活動の方法等について研修 ・日常の業務を通じて実施 自己能力開発研修 ・普及指導活動を行う上で必要な新しい技術・知識を習得し、自己能力を開発、向上するために実施 ・グループ学習の実施、団体・民間研修、通信講座への参加等を積極的に行う</p> <p>(2) 県段階 新任者研修 ・普及事業の概要、普及指導方法、技術課題、各県の農政課題等に関する集合研修 ・実践的な指導力を養成するため、大学校、試験場等における研修を併せて実施 技術・経営強化研修 ・経験年数おおむね4年以上の改良普及員が対象 ・高度・先進的技術、各県固有技術等の専門技術の強化のための研修及び経営、流通、情報等に関する研修 総合課題解決研修 ・経験年数おおむね10年以上の改良普及員が対象 ・地域農業の組織化、農業・農村の活性化等の地域の総合的な課題を解決するための研修</p>	<p>【必要となる研修内容】</p> <p>(1) 計画的養成に係る研修 ・将来普及職員となる者を養成するための研修(県) ・新任期の普及職員の職務遂行能力を向上させるための研修(県、国) ・任用初期の普及職員の能力資質を中堅段階まで引き上げるための研修(県、国) ・中堅段階に達した普及職員の技術水準及び指導能力の刷新・向上のための研修(県、国)</p> <p>(2) 普及職員機能強化に係る研修 ・スペシャリスト機能の強化(=高度・専門的技術指導能力、農業現場の課題解決能力の向上)(県、国) ・コーディネート機能の強化(=地域計画策定、関係機関等との連携能力の向上)(県、国) ・スーパーバイザー機能(=普及職員の研修・指導方法、協同事業と自主的普及事業との調整等普及組織の総合的な企画調整、関係機関等との連携、運営・管理等に関する能力の向上)(県、国)</p> <p>【必要となる研修手法】 ・発展段階ごとの研修目標に応じた集合研修を実施するほか、自己学習、通信教育、トレーナーの指導の下に行うOJT、国内外の大学や試験研究機関等への留学派遣、農家派遣、実務実習等の手段を活用するとともに、調査研究活動を積極的に行う。 ・集合研修においては、必要最小限の日数で効果的かつ効率的に実施するとともに、研修効果を高めるため実習、演習、討議、現地調査・実証等の手法を活用。</p>

検討事項	現行の仕組みの概要		新たな仕組み（案）
	専門技術員	改良普及員	
		<p>企画・管理研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数おおむね15～20年以上の改良普及員が対象 ・改良普及員の組織的な活動強化、改良普及員の研修の効果的实施、普及センターと他機関との連携強化等、普及センターにおける普及指導活動の企画・管理上の諸問題を解決するための集合研修 <p>留学派遣研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験年数4年以上の改良普及員が対象 ・研修目標を達成する上で必要となる先進的な技術・知識、普及指導方法等を習得するために、海外派遣研修、国内留学研修等の留学派遣研修を実施 <p>（3）国段階</p> <p>新任研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政の基本的な推進方向、普及事業の基本的な推進方向、普及指導活動の進め方等に関する集合研修 <p>農政課題研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国段階で統一的に実施することが効果的な農政の重要課題に関する集合研修 <p>技術・経営研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国段階で統一的に実施することが効果的な高度・先進的な技術及び経営課題、漁家普及課題等に関する集合研修 <p>普及センター所長研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新任の普及センター所長を中心に、農政課題、組織運営等に関する集合研修 	<p><資料2 - 3により研修体系を検討></p>

検討事項	現行の仕組みの概要		新たな仕組み（案）
	専門技術員	改良普及員	
資格試験及び任用資格と研修の連携			<ul style="list-style-type: none"> ・新たな普及職員の計画的養成のためには資格試験と研修による資質向上のリンクを検討することが必要。 ・無試験任用を行う場合に研修を課すなどの仕組みを検討することが必要。
制度移行に伴う経過措置的研修			<ul style="list-style-type: none"> ・現行の改良普及員資格を有する者に対し、新たな普及職員に移行するために必要な知識・技術（特に改良普及員としての実務経験の浅い者に対しては、実践的指導力強化のための研修）等に関する研修を当分の間実施。